

# 抄本

## 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

### 取締役会議事録

2023年6月28日（水曜日）午後0時52分、東京都中央区日本橋二丁目5番1号 本店役員会議室において、取締役会を開催した。

取締役数（監査等委員である取締役を除く。）	5名
出席取締役数	5名
	本店役員会議室 5名
	（石田建昭、合田一朗、林雅則、中山恒博、宮沢和正）
監査等委員である取締役数	4名
出席監査等委員数	4名
	本店役員会議室 4名
	（大野哲嗣、井上恵介、山崎穣一、池田綾子）

以上によって定足数は満たされた。

本日開催された第111期定期株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名が選任されたことを受け、石田取締役より、取締役会議長が決定するまでの間、自らが議長を務めることを申し出、取締役全員がそれを承諾した後、石田取締役が議長として開会を宣し議事に入った。

#### 【決議事項】

##### 第1号議案～第11号議案 省略

##### 第12号議案 重要な業務執行の決定の委任の件

議長の指名により、林取締役（副社長）から、取締役会審議事項の簡素化と意思決定の迅速性を図るため、定款第28条に基づき、別紙議案に記載のとおり取締役会決議事項に関する重要な業務執行の決定を「代表取締役会長 及び 代表取締役社長」へ委任したい旨の説明がなされた。

議長が議場に諮ったところ、全員異議なく原案どおり承認可決された。

以上をもって予定の議事を終了したので、午後1時4分、議長は閉会を宣した。

ここに議事の経緯の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、その相違ないことを証明するため、出席取締役全員それぞれ記名捺印する。

2023年6月28日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

議長 取締役

中山恒博

議長 取締役会長

石田建昭

取締役社長

合田一朗

取締役副社長

林雅則

取締役

宮沢和正

取締役(監査等委員)

大野哲嗣

取締役(監査等委員)

井上恵介

取締役(監査等委員)

山崎穰一

取締役(監査等委員)

池田綾子

## 1. 付議事項

- 第111期定時株主総会後の役員体制において、取締役会審議事項の簡素化と意思決定の迅速化を図るため、会社法第399条の13第6項及び定款第28条に基づき、重要な業務執行の決定を取締役会から「代表取締役会長および代表取締役社長」へ委任したく、お伺いいたします。
- 以下2.(1)の基本方針により、次頁「取締役会規則 第9条」に定める事項は取締役会決議によるものとし委任しないものとする。

## 2. 重要な業務執行の決定の委任の考え方

### (1) 「重要な業務執行の決定の委任」に関する基本方針

①	「法令の定めにより委任が不可能な事項」を特定し、それ以外の「重要な業務執行の決定」を原則、取締役会決議により「代表取締役会長および代表取締役社長」へ委任する。
②	法令の定めにより委任が可能な事項のうち、ガバナンス等の観点から取締役会での決定が必要と判断される事項については、「定款」または「取締役会規則」に規定し、委任しないものとする。
③	法令の定めにより委任が可能な事項のうち、「重要な財産の処分及び譲受け」・「費用の支出」等に関する取締役会付議の金額基準については、「30億円超」の案件を取締役会で決定するものとする。(30億円以下の案件については委任する。)

### (2) その他

- 委任された重要な業務執行の決定は、原則、「経営会議協議、代表取締役会長および代表取締役社長の合意」により決定する。
- ガバナンスの実効性確保の観点から、取締役会から委任された重要な業務執行の決定に関しては、全て取締役会に報告する。
- 次頁「(1)法令に定める事項 ①経営の基本方針」を、当社では原則「経営計画」及び各種「基本方針」と定義する。

① 経営計画	経営戦略、経営ビジョンやビジネスモデルなど経営の基本を決定するもので、会社の経営に重大な影響を与えるものとする。 (年度毎の予算や経営計画を達成するための具体的な施策などは除く)
② 基本方針	経営の根幹となる考え方、体制、業務の基本的な指針を指すものとする。 (例：企業理念、コーポレートガバナンス基本方針、グループ倫理行動基準、災害等危機管理基本方針等)

- 会社法第399条の13第4項に規定される6項目については、以下の通りとする。

	取締役会決裁	「代表取締役会長及び代表取締役社長」に委任
① 重要な財産の処分及び譲受け	30億円超	30億円以下
② 多額の借財	-	○
③ 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任(執行役員を含む)	-	○
④ 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	-	○
⑤ 募集社債に関する事項の決定	1,500億円超	1,500億円以下
⑥ 取締役等による免除に関する定款の定め	○	-

※1 会社法第399条の13第4項

監査等委員会設置会社の取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

※2 会社法第399条の13第6項

前2項の規程にかかわらず、監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる。

### 3. 取締役会規則 第9条

#### (1) 法令に定める事項

- ① 経営の基本方針 **(当社基準:経営計画、各種基本方針)**
- ② 監査等委員会の職務を補助する取締役および使用人に関する事項
- ③ 監査等委員会の職務を補助する取締役および使用人の独立性に関する事項
- ④ 監査等委員会の職務を補助する取締役および使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ⑤ 監査等委員会への報告に関する体制
- ⑥ 報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑦ 監査等委員の費用の前払、償還の手続、債務の処理の方針に関する事項
- ⑧ その他、監査等委員会の監査の実効性確保のための体制
- ⑨ 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
- ⑩ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ⑪ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑫ 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ⑬ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑭ 取締役の職務の執行の監督
- ⑮ 代表取締役の選定および解職
- ⑯ 謙渡制限株式の譲渡承認・指定買取人の決定
- ⑰ 自己株式取得の決定
- ⑱ 謙渡制限付き新株予約権の譲渡承認
- ⑲ 株主総会の議題・招集決定
- ⑳ 株主総会提出議案の決定
- ㉑ 会社法第348条の2の定めに基づく会社と取締役が利益相反状況にある場合等の業務執行の社外取締役への委託
- ㉒ 監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針
- ㉓ 取締役の競業取引・利益相反取引の承認
- ㉔ 取締役会の招集者の決定
- ㉕ 監査等委員が会社を訴えた場合の会社代表者の決定
- ㉖ 定款の定めに基づく取締役等の責任一部免除決定
- ㉗ 会社法に定める「補償契約」の内容の決定
- ㉘ 役員等賠償責任保険契約の内容の決定
- ㉙ 計算書類等の承認
- ㉚ 中間配当の決定
- ㉛ 株主総会の承認を要する会社法第467条第1項各号に掲げる事業譲渡等の内容の決定
- ㉜ 株主総会の承認を要する合併契約の内容の決定
- ㉝ 株主総会の承認を要する吸収分割契約の内容の決定
- ㉞ 株主総会の承認を要する新設分割計画の内容の決定
- ㉟ 株主総会の承認を要する株式交換契約の内容の決定
- ㉟ 株式移転計画の内容の決定
- ㉞ 株主総会の承認を要する株式交付計画の内容の決定
- ㉞ その他法令に規定されている事項

#### (2) 定款に定める事項

- ① 株主総会の議長の選定
- ② 取締役会長および取締役社長に事故あるときの株主総会招集者および株主総会議長の代行順位の決定
- ③ 取締役会議長の選定
- ④ 取締役会議長、取締役会長および取締役社長に事故あるときの取締役会招集者および取締役会議長の代行順位の決定
- ⑤ 業務執行取締役の選定

#### (3) その他経営に関する重要な事項

- ① 30億円超の財産の処分および譲受け
- ② 発行残高1,500億円超となる場合の募集社債に関する事項の決定
- ③ 独立役員の指定
- ④ 指名・報酬委員会委員の選定
- ⑤ 業務執行取締役の名称の付与
- ⑥ 取締役の他会社の役員兼任についての承認
- ⑦ 会社と主要株主間の利益相反取引、通例的でない取引または経営上重要な取引の承認
- ⑧ 重要な業務執行の委任を受けた取締役により取締役会決議が適切と判断された事項